

労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会（第6回）議事要旨

日 時：平成22年3月19日（金）13：00～15：00

会 場：日本学術会議 5階5-A（1）会議室

出席者：岸（委員長）、和田（副委員長）、川上（幹事）、小林、吾郷、小木、實成、清水、宮下、村田、矢野、久永

1. 前回（第5回）議事要旨（案）を確認した。開催日時の曜日を火曜から金曜に修正することとなった。
2. 吾郷委員から日本のILO条約の批准状況およびディーセントワークの問題点について話題提供がなされた（資料2）。国際基準としてのILO条約は、国の憲法の定め方によっては（日本のように）国内法と同様の効力を持つ場合もある。またILO勧告や実施基準などの非拘束的的文書も実質的に意味を持つ場合もある。代表的なILO条約では、日本が批准していない第155号条約（職業上の安全・衛生条約、1981）、161号条約（職業衛生機関条約、1985）、日本が2006年に批准した187号条約（職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約）がある。国内法の整備がおいていない場合や、促進的な内容を持つ条約でどこまで法的義務になるか明確でない場合（161号条約など）に、批准されない傾向がある。161号条約については、産業医等の職業衛生機関が労使から十分な独立性があるべきとされる点を満たすかどうか問題点とされている。しかし日本の積極的に批准してゆくべきである。なお155号条約は批准される方向で作業が進んでいるようである。ディーセントワークの考え方は、その概念であるディーセントワークを国ごとに目標設定する点でILO条約・基準の相対化につながったと考える。

吾郷委員の話題提供に関して質疑がなされた。ディーセントワークは、雇用平等を含む概念かとの質問が和田委員からあり、そうだとの回答があった。また産業医等の独立性の現状について質問がなされた。産業医は事業者から費用支払いと受けていても独立して労使による産業保健を支援すべき立場であるが、最近では産業医は企業側であるとする者などさまざまな立場をとる者があるとの指摘があった。

小木委員から、155号条約以降（155、161、170号条約）について批准を求める方向で提言を作成することがよいとの意見が出された。またディーセントワークについては、指摘のような問題もあるものの、これを踏まえて提言の中を含め、日本はさらに上を目指すとするのがよいとの意見が出された。155号条約が批准されていない理由は、労働待避権（安全衛生上危険な職場での業務を拒否できる）ためかとの質問があった。労働待避権は危険が極端に明白である場合のみ適応されるとの回答が和田委員からあった。ILOに加えて、WHOの役割について質疑があった。WHOは、雇用者の義務を求めるものではないので、ILOとはやや異なる位置づけである。しかしWHOは1996年にWHO Global Strategy on Occupational Health for ALLを、また2007年にWHO Global Plan of Action on Workers' Health (GPA) (2008-2017)を総会決議しており、本委員会でもこれを踏まえておくことは重要であると思われた。

次回以降、井谷先生に、（1）日本の労働安全衛生法、産業医制度、一般健康診断制度の問題点、（2）労働安全衛生における国際機関の活動についてお話いただくよう依頼することになった。

3. 今後の委員会の進め方について、資料にしたがって岸委員長から以下のような説明があった。
 - 1) 海外との比較を含めてなお検討すべき課題がある。
 - 2) 各国制度の比較を追加する必要がある。
 - 3) 国際機関、他国アカデミーの調査について追加を行いたい。
 - 4) 日本学術会議の役割を明確化した上で対外的な意見表出がなされるべきである。
 - 5) 労働安全衛生関連研究機関や厚生労働省へのヒアリングも必要ではないか。
 - 6) 日本公衆衛生学会時に、共催市民公開シンポジウムを開催することで矢野委員が演者への依頼を行っている。岸委員長から、委員に企画を回していただき、委員会で承認して部会（幹事会）にあげ承認される必要がある点を考慮いただきたいとの依頼があった。企画の様式は事務局から矢野委員に送付していただく。また科学者委員会に委員会主催シンポジウムの応募を行ったが、採択されなかった。
 - 7) 特任連携会員として井谷徹委員が承認された。井谷委員には、海外動向についてお話いただく。
 - 8) 平成 23 年 3 月末まで委員の任期が延長される予定。
 - 9) 第 7 回委員会は定足数が満たされることが確認された。2010 年 5 月 28 日（金）10-12 時に日本産業衛生学会総会（福井）にて開催する。井谷委員、大澤委員に話題提供をいただくことを検討する。
 - 10) 委員会主催シンポジウム『「人間らしい尊厳ある労働」と「生活の質」の確保』については独自で開催を検討する。同時に委員会を開催すれば、講師謝金も確保できる。
 - 11) 厚生労働省の部課長クラスの担当者にはシンポジウム前に委員会でご説明、ヒアリングを行うことが適切である。委員長が安全衛生部にゆき趣旨説明し担当者を紹介いただく。濱口桂一郎特任連携会員についてはシンポジウム前の説明、ヒアリングを行う必要はない。
 - 12) 「学術の動向」に本委員会から特集（特集 1）を執筆することについて編集委員長から岸委員長に要請があり、検討することとなった。
4. 久永委員から、次週の労働安全衛生研究戦略重点協議会から重点項目案が出されており、本委員会とも関連があるとの情報提供があった。重点項目案が出された後で久永委員から情報提供をいただくことになった。
5. 委員会修了後に、小木委員から岸委員長に、最終報告書のとりまとめについて、総ページ 20 枚（14000 字）とし、うち半分が現状分析とすると、提言について書ける部分は 7000 字程度であるので、10 程度の主要項目を委員会で決め、それぞれについて 5-600 字の提言をとりまとめる方向で活動してはどの提案があった。「学術の動向」掲載原稿やその他の資料は、添付資料として扱うことができる。

以上。